

名古屋市民御岳休暇村 食堂・厨房・売店等業務委託 仕様書

本仕様書は、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「甲」という。）が指定管理者として運営する名古屋市民御岳休暇村（以下「休暇村」という。）の食堂及び売店等の業務を、乙（以下「乙」という。）に委託する内容及びその範囲等の詳細について定めたものである。

なお、本仕様書に定めのない事項については、甲乙で協議し決定することとする。

1 業務の内容

(1) 食堂運營業務

休暇村宿泊者をはじめ、休暇村利用者に対し、朝食、昼食及び夕食を提供する。

また、現金の売上が発生した場合に備えて釣銭を用意し、毎日の売上金については甲の定めるところにより甲に報告し、納入する。

(2) 売店・喫茶スペース運營業務

休暇村宿泊者をはじめ、休暇村利用者に対し、土産物等の販売、及び喫茶スペースの管理運営を行う。また、運営にあたっては釣銭を用意し、毎日の売上金については甲の定めるところにより甲に報告し、納入する。

(3) 食の体験館運營業務

甲が実施する体験事業等の運営を行う。

(4) 従業員食堂運營業務

甲の従業員に対し、朝食、昼食及び夕食を提供する。

(5) その他収益事業

甲と協議し、甲の名の下で、休暇村の施設を活用した収益事業を行うことができる。ただし、売上はすべて甲に帰属するものとし、甲は乙に対し、売り上げに基づき別途定める販売手数料を支払う。

(6) 厨房等の管理

① 厨房、食堂等の飲食提供業務区域は毎日清掃し、整理整頓に努めること。

② 厨房内には関係者以外の者をみだりに立ち入らせないこと。また、動物等を入れないこと。

③ 本施設管轄の保健所が行う検査等により、指導事項がある場合は速やかにその指示に従うこと。なお、指導内容が本施設の構造、既設の設備備品に関わる事項である場合は、甲と協議のうえ対応するものとする。

(7) 備品類の管理

厨房等で使用する包丁やまな板、調理機器類、冷蔵庫類等各種備品類は、その態様に応じてこまめに洗浄、清掃を行い適切に管理すること。

(8) その他業務等

① 事業の運営においては、甲と十分な協議を行うとともに、利用者の意向を十分に反映すること。

② 効率的かつ効果的な運営を行い、経費の縮減に努めること。

③ 常に善良な管理者の注意をもって管理につとめること。

④ 個人情報の保護に努めること。

2 施設の概要

(1) 名称 名古屋市民御岳休暇村（通称「おんたけ休暇村」）

(2) 所在地 長野県木曾郡王滝村3159番地25

(3) 収容人員 宿泊190名(52室)

(4) 施設概要（セントラル・ロッジ）

施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階建て

敷地面積 681, 731㎡

延床面積 5, 783㎡ うち 食堂 240㎡

厨房 200㎡

売店 41.8㎡

喫茶 10㎡

食の体験館 239㎡

従業員食堂 35.8㎡

(5) 開設年月 昭和48年5月

(6) 施設内容

1階：フロント受付、事務室、食堂、売店、喫茶コーナー、食の体験館、会議室

2階：客室、大浴場、宴会場、コインランドリー、鳥獣展示館

3階：客室、会議室、天文館、コインランドリー

3 運営

乙は、本業務の実施に当たり、次の項目を遵守すること。

(1) 業務処理

①食品衛生責任者

調理の衛生管理に当たっては、食品衛生責任者を置くこと。

②衛生管理等

ア 衛生管理には特に留意するとともに、万が一にも食中毒が発生することがないように努めなければならない。

イ 食品衛生責任者は、常に厨房従事者の健康状態に注意を払い、異常を認める場合は、当該従事者に健康診断を受けさせなければならない。

ウ 健康診断及び検便の結果、食品衛生上支障のある者または下痢・発熱・咳・外傷・皮膚病等で食品衛生上支障のおそれがある者については、調理業務に従事させてはならない。

エ 同居家族等に伝染性の疾病その他の疾病が発生した場合またはその疑いのある者がいる場合及び保菌者が発見された場合については、調理業務に従事させてはならない。

③食品等の取り扱い

ア 食品添加物の適正表示された食品を選定すること。

イ 原材料及び製品の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検

すること。

④廃棄物の処理

廃棄物は、所定の容器に入れ、汚液・汚臭のないように清潔に管理すること。

⑤ 保存食

保存期間は、関係法令等に基づく期間とすること。

(2) 調理業務

①メニュー等

ア 提供メニューは、事前に甲乙が協議のうえ定めることとする。

イ メニュー及び料金等の追加及び変更については、甲と協議の上定めること。

ウ 常に食べ残しの状況等を把握し、飲食利用者の嗜好に合わないものについてはメニュー内容の変更を甲に提案するなど、改善に努めること。

②調理

ア 食品衛生（伝染病、食中毒の有無）に留意のうえ調理を行うこと。

イ 調理時間を極力短縮し、注文から配膳まで速やかに適温で提供できるよう配慮すること。

③盛り付け

ア 盛り付けを行う食器は、破損や汚れがないよう常に確認を行うとともに、飲食利用者数に対し不足しないよう準備すること。

イ 障がいがある方、子どもの利用については、その飲食利用者に応じて、食べやすいように調理・盛り付けを工夫すること。

④配膳業務

配膳場所は通常食堂とするが、団体での利用の場合は宴会場等に配膳する場合がある。

また、テーブルのセッティングについては、甲の担当者と十分に確認して行い、食事後は元の場所に片づけること。

(3) 法令等の遵守

運営にあたっては、本仕様のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

①地方自治法

②名古屋市関係条例

③名古屋市民御岳休暇村設置条例

④名古屋市民御岳休暇村設置条例施行規則

⑤その他関係法令

(4) 主要業務の委託の禁止

乙は、各業務を第三者へ委託することができないものとする。ただし、甲が許可する場合は、この限りでない。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 休村日及び供用時間

①休村日

令和7年6月12日(木)から令和7年6月19日(木)の間、及び令和7年11月25日(火)から令和7年12月3日(水)の間
その他、臨時に休村日を設定する場合があります。

②供用時間

以下のとおりとする。ただし、状況により変更の必要があるときは、甲と協議のうえ変更することができる。

ア 食堂

食堂利用者及び宿泊者への食事提供時間は次のとおりとする。

ただし、宴会等利用の場合については、その都度甲と協議する。

・朝食 7時00分から8時00分まで(宿泊者のみ対応)

・昼食 11時30分から13時30分まで

(土曜日、日曜日及び祝日のみ)

・夕食 18時00分から21時00分まで(宿泊者のみ対応)

イ 売店・喫茶

7時00分から21時00分まで

ウ 食の体験館

別途甲と協議する日時

エ 従業員食堂

別途甲と協議する日時

5 売上手数料

(1) 甲は、以下の条件を満たした場合、乙に対して販売手数料を支払う。手数料の請求方法及び支払時期は、甲乙が別途協議して定めることとする。

①本仕様書「1(5) その他収益事業」において売り上げを得た場合
売上額の10%

②食堂及び売店の月別の売上額が、前年同月を上回った場合
上回った額の10%

6 費用負担

本業務に係る甲乙の費用負担は、次のとおりとする。なお、この表にないものは、甲乙が別に協議して定める。

費用項目	甲	乙
運営全般に係る人件費 (注1)		○
食材費、材料費		○
防鼠・防虫費用、ごみ処理費用	○	
施設内の日常清掃業務経費		○
光熱水費、燃料代、通信費 (注2)		○
契約締結時備え付け設備・備品等の維持管理・修繕費 (ただし、軽易なもの以外は甲と要相談のこと)		○

(注1) 甲から乙へ派遣される職員等に係る人件費は甲の負担とする。

(注2) 光熱水費及び燃料代は面積に応じて、通信費は全体の従事割合に応じて、それぞれ按分して算出した額とする。

7 施設等の使用

- (1) 甲は、乙が本業務を遂行するにあたり、本施設および設備、備品等（以下、「施設等」という。）について、その使用を乙に認め、乙はその施設等を使用して本業務を行うものとする。
- (2) 乙は、前項に基づき施設等を使用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ① 乙は、善良なる管理者の注意をもって施設等を使用し、維持管理に努めること。
 - ② 乙が施設等に変更を加えようとする場合や処分を行う場合は、甲に書面をもって申し入れるものとし、この場合、甲乙協議のうえこれを決定する。
- (3) 甲は、乙に対し、施設等の使用に当たり必要となる鍵を貸与するものとし、鍵の使用・保管に当たっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ① 乙は、甲から借り受けた鍵を第三者に貸与してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
 - ② 鍵の複製は禁止する。
 - ③ 乙は、甲から借り受けた鍵を紛失した場合には、甲に対し、当該損害を弁償しなければならない。
- (4) 本業務の実施にあたり、乙の故意または過失により施設等が毀損した場合は、乙の費用で補修しなければならない。
- (5) 勤務の態様により、本業務の従事者が施設に宿泊する必要がある場合は、甲の許可を得て、施設内の客室を無償で使用できるものとする。

8 行政上の各種許認可

乙は、本業務を行うために必要な飲食店営業許可手続及び一般酒類小売業免許取得手続きを乙の費用負担で行い、当該書類（証書等の写し）を甲に提出すること。

9 運営管理責任者の設置

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たり、運営管理責任者1名を定め、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。当該運営管理責任者に係る事項を変更したときも同様とする。
- (2) 運営管理責任者は、本業務に従事するすべての従業員（甲から乙に出向した者を含む）に対し、指揮・監督する権限を有し、その義務を負う。
- (3) 甲は、運営管理責任者に対し、本業務に関する指示を行うことができる。
- (4) 運営管理責任者は、朝食、昼食、夕食の依頼調整、配膳業務等、本業務の実施にあたっては常に甲と連絡を密にし、本業務が効率的かつ効果的に行われるよう努め

なければならない。

- (5) 運営管理責任者は、本業務以外に甲が委託する他の業務を遂行する責任者になることを妨げない。
- (6) 運営管理責任者は、自己の業務を代理できる副運営管理責任者を置くことができる。運営管理責任者が不在の場合は、業務の遂行に係る甲との連絡調整を副運営管理責任者が行うものとする。なお、副運営管理責任者の人数は問わないものとし、その選任にあたっては、上記（1）の規定を準用するものとする。

1 0 従業員の管理及び配置

- (1) 乙は、本業務遂行に必要な人員を常時確保するとともに、業務時期及び時間帯による繁閑を考慮した体制を構築すること。また、乙の責任と権限において、その人員の採用、解雇、訓練及び給与の支払など一切の人事管理を行うものとする。ただし、甲から乙に出向した者の採用、解雇及び給与の支払いについては、甲の権限に属する。
- (2) 乙は、前項の人事管理を行うに当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ① 本施設における従業員の風紀及び衛生の保持、作業規律の維持を図るとともに甲の定める規律を遵守すること。
 - ② 従業員に対し、法令（労働安全衛生法等）の定める内容の健康診断を受けさせること。ただし、甲から乙に派遣された者を除く。
- (3) 乙は、従業員を選任し、または変更したときは、従業員名簿を甲に報告するものとする。
- (4) 業務時期及び時間帯により繁閑となるときには、状況に応じた体制を速やかにとること。

1 1 業務改善に向けた提案

本仕様書において定める業務の水準と同程度の水準が確保され、かつ一層の売上及びサービスの向上、経費縮減が図られる仕様の改善について、乙は甲に対して提案することができる。

1 2 広報活動

乙は、甲の承諾を得て、本業務の売上の向上を目的とした宣伝広報活動を積極的に行わなければならない。

1 3 事業協力

乙は、甲の主催する事業等において、飲食提供業務及びその他の業務に係る協力を求められたときは、乙が本業務を遂行するにあたり支障のない範囲内で協力するものとする。

1 4 損害賠償

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たり、乙または乙の従業員の責めに帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合は、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (2) 甲は、乙または乙の従業員が甲の職員、施設利用者または第三者に与えた損害について、その一切の責任を負わない。
- (3) 乙が本契約または本仕様書に違反したときは、甲に損害の賠償をしなければならない。
- (4) 保健所、消防等の行政指導または甲が行う施設の改修、修繕等のため甲が乙に対して本業務の停止を命じたときは、乙は直ちに従わなければならない。この場合において、乙は損害賠償その他一切の請求をすることができない。

1 5 免責事項

甲は、天災、火災、盗難、事故および電気、水道、ガスその他の諸施設、設備等の瑕疵または故障その他甲の責めに帰することができない事由による乙の損害に対しては、その一切の責任を負わない。

1 6 契約の解除

(1) 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは契約を解除し、甲に生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

- ① 業務委託契約または本仕様書に違反したとき。
- ② 手形または小切手の不渡りの発生、若しくは銀行取引の停止処分を受けたとき。
- ③ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理または特別清算の申し出をし、若しくはその申し立てを受けたとき。
- ④ 仮差押え、差押えまたは競売の申し立てを受けたとき。
- ⑤ 租税の滞納処分を受けたとき。
- ⑥ 本業務の執行内容が著しく不適切であるとき。
- ⑦ 解散の決議をしたとき。
- ⑧ 自己若しくは自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときまたは次の各号に掲げる者が経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約または資材、原材料を購入契約その他の契約に当たり、その相手

方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- (2) 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

17 その他

- (1) 利用者からの要望、苦情に対しては誠意をもって対応すること。
- (2) 事故防止対策を十分講じるとともに、万一事故が発生した場合は、速やかに対応し、甲へ報告すること。
- (3) 質の高いサービスを提供するため、営業時間帯には適正な人員を常時確保すること。また、労働時間・資格等について関係法令の規定に抵触しないよう十分留意すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、信義・誠実の原則に基づき、甲と乙協議の上、円満に解決するものとする。